

## 「ずっと、このまち印西で」ロゴマーク使用要領

### (目的)

第1条 この要領は、印西市シティセールスキャッチコピー「ずっと、このまち印西で」ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、印西市（以下「市」という。）以外の者（法人格のない団体を含む。）が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマーク)

第2条 この要領におけるロゴは、別図1のとおりとする。

### (ロゴに関する権利)

第3条 ロゴに関する著作権は、市に属する。

### (使用の届出)

第4条 ロゴを使用する場合は、あらかじめ「ずっと、このまち印西で」ロゴマーク使用届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）を市に提出しなければならない。

2 ロゴの使用は、市長が使用を承認した日から使用を承認した日の属する年度の末日までを限度として市長が決定する。

3 使用者は、届出の内容に変更が生じたときには、再度届出書を提出しなければならない。

4 使用者は、ロゴを使用しなくなったときは、その旨を市に申し出なければならない。

### (使用の承認)

第5条 市長は、前条の届出があった場合は、その内容を審査し、当該使用について市の趣旨に合っているときは、使用の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。この場合において、市長は必要があると認めるときは、ロゴ等の使用について、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により使用承認を行ったときは、「ロゴマーク使用承認書」（様式第2号）により当該申請者に通知する。

### (遵守事項)

第6条 ロゴの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守し適正に使用しなければならない。

(1) 届出書に記載した目的、方法で使用すること。また、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができる。

(2) ロゴの一部を使用したり、色や縦横比率の変更、組み方の変更、新たなデザイン付加など、著作者人格権を侵害しないこと。二次的創作物を制作する場合においても同様とする。

(3) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(5) その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

### (使用差し止め等)

第7条 市は、ロゴの使用がこの要領に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の改善を求め、使用を差し止め、使用者に対し、商品等の物件等の回収等の措置を請求することができる。また、必要に応じ関連法令等に基づき、市の有する権利を行使することとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 市のイメージ、品位、信用を損なうおそれがある場合
- (3) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治家等の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用し、又はそのおそれがある場合。
- (7) ロゴの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) その他市長が適切でないと認める場合  
(経費等の負担)

第8条 市は、この要領による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第9条 市は、ロゴの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、生じた損害を市に賠償しなければならない。

(使用料)

第10条 ロゴ等の使用料は、市のPRを目的としているため無料とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴの使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

別図1 (第2条関係)



様式第1号（第4条関係）

「ずっと、このまち印西で」ロゴマーク使用届出書

年 月 日

印西市長 様

申請者 住所  
団体名  
氏名（代表者名）

印西市シティセールスキャッチコピー「ずっと、このまち印西で」のロゴマークを使用し  
たく、「ずっと、このまち印西で」ロゴマーク使用要領第4条の規定により下記のとおり申  
請します。

なお、同要領に違反した場合、承認の取消しを受けても異議を申し立てません。

記

1 使用目的				
2 使用方法				
3 作成数量				
4 使用期間	年 月 日 ~		年 月 日	
5 その他				
6 担当者連絡先	氏名		所属	
	電話		F A X	
	メールアドレス			
7 添付書類	(1) 企画書（レイアウト原稿や設計図等のデザインの使用方法が確 認できるもの） (2) 申請者の概要書 (3) その他参考になるもの			

様式第2号（第5条関係）

「ずっと、このまち印西で」ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申請があった「ずっと、このまち印西で」のロゴマーク使用申請については、下記のとおり承認しましたので、「ずっと、このまち印西で」ロゴマーク使用要領第5条第2項の規定により通知します。

記

1 使用目的	
2 使用方法	
3 作成数量	
4 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5 許可番号	
6 その他	